
領収証今昔物語

岡山県上海事務所 担当 岡野涼子

(日中経済貿易センター上海事務所)

日中経済貿易センターでは毎年、夏にビジネス中国語研修講座を実施している。会員企業限定行事であり、少人数・セミオーダー制の1～2回程度を旨としている。講師は同センター役職員が手掛け、業界用語に絞ったテキストもオリジナル性が高い。サービス業界などは日本独特の言い回しも多く、中国語を母国語とする職員と頭をひねることも多い。その中で、どの業界においても必ず登場する必修単語が“發票”＝領収証（の発行）である。

領収証問題といえど…

一般的には領収証の入手が様々な事情で難しく、会計処理ができないといった問題が多かった様に思う。そもそも中国では、領収証の発行は①手数料は発行側負担、②手書きは不可、③同日内でなければ名義変更等による差し替え不可（日時を変更すればできるときもある）等々決められており、売り手・買い手双方にとって使い勝手の悪さが否めなかった。20年ほど前なら、領収証を発行する機械そのものが壊れていることも多かった。

税務局が管理する領収証の専用用紙が切れると、税務局に用紙の在庫がないのかそれとも発行側の都合で申請が遅れたのかは定かでないが、入手するまでに1か月かかることも珍しくはなかった。

また、タクシーでは古い日付の領収証を差し出され「金額は同じ（或いは実際より多い）のでこれを渡す」と言われることもあったと聞く。その場合、実態に応じた領収証を発行させる“交渉と説得”のためにそれなりの時間を割くことになり、領収証の入手には煩わしさがつきまとった。

現在の領収証問題

現在の都市圏においては領収証発行機器の精度も上がり、クレジットカードの利用が一般的になり、領収証を入手できなくても支払い証明

そのものにそれほど苦勞することは無くなった。

また、クレジット以外にもスマートフォンを利用した電子マネーでの支払いが急増しており、現金での支払いシーンが日々減少してきているように感じる。これには偽札問題とATMの利便性の低さが影響している可能性がある。偽札は判別機器があるとはいえ、消費者市場に一定の比率で出回っており、真札への差し替えも難しいためパスワードのある電子マネーのほうが、リスクが低いと感じるのではないか。ATMは、大都市圏はともかく、地方都市では設置場所も限られ、カードの吸い込みトラブルや紛失、振込サービスがないなどの理由から、常に携帯し振り込みも簡易なスマートフォンが重宝されている。

公共交通機関も、北京や上海では日本でいえばICOCAやSuicaにあたる事前チャージの交通カードが登場し、格段に便利になった。上海の場合、飲食店の支払いまではできないが、リニア、地下鉄、バスはもとよりタクシーの支払いも可能である。割引も区間によっては設けられている。交通カードの発行は大きな駅で専用窓口に並ぶ必要があるが、50元程度のデポジットさえ支払えば、すぐに発行してもらえる。領収証はチャージする際にもらうことになる。

三証合一制度

企業にとっては2015年10月1日より実施された“三証合一”の影響が考えられる。これは企業設立の際に工商行政管理、質量技術監督、税務の三部門でそれぞれ手続きをしていた“営業許可証”“組織機構コード証”、“税務登記証”を、工商行政管理部門が審査発行する統一社会信用コード記載の“営業許可証”に一本化することをいう。すでに設立された企業は今後、登記の変更または更新の際に統一社会信用コード記載の新しい“営業許可証”に変更し、登記の変更又は更新のない企業は移行期間中に手続きを行う必要がある。領収証は統一後に新しく登

録されたナンバーで発行するようになり、対応が追いつかない企業では領収証の発行手続きに手間取るケースも見受けられた。また、2016年10月1日からは“五証合一、一照一碼”が実施され、保険登記証及び統計登記証も集約されることである。

結局、以前ほどではなくとも様々な制約が残る領収証問題はしっかりと中国ビジネス実務問題の一角を占めていると実感する今日この頃である。

(2016年8月)